



ファーマーズ通信

＜編集・発行＞ 田子町農業委員会 〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81
TEL 0179-20-7120 E-mail: takko1101a@town.takko.lg.jp



(写真左：大村光義さん本人による稲刈り作業の様子
上：雇用者による出荷調整作業の様子)

らでど機備かて貸しれる 稲はなら借幹のま造夕し高継
たも設。毎へ資をさ業増た。まこ経2り、意的農し園1就た。校ぐ一
め備。日融をさ業増た。多思まにへし業が業か。者当業とずい
機己資が資進らスえ作業数つでなクたに増のら数の手営は、決れは
械負を忙のめに、しこ委苦も規てし念て託稲後伝だ、同めは
者担すか相た機ドにやあお模いル付すき、のにいっ水、時て
や軽際つにめ械がにやがら経ま以けるた農育はもた稲、就たの農
役減、た行、等追よ農あり、に。の現とこのや町てめへ、農た農
場さいよく金のいつのまこな水在にか貸基内い、クまを

いて農作のう投地規す環にきて報相械境後校用め人度備やあ営す業い場不はも相
まほ地業発で資の模大す。境、る、収談業こづくに長者、でこ「え鳥るでさ。るが安、農し談
たいの能生ず。進積大さく分の分するり金うもで中現用雇管か入て害こ、や稲の、窓を問地てし、
と場を止ため、集図をは、に経す経こ、融にしき、てるた、て者きもて取あ、や稲の、活農口解題のお、補
強整生、た、集図をは、に経す経こ、融にしき、てるた、て者きもて取あ、や稲の、活農口解題のお、補
く備か大、い約る、努営る営とい機、てるた、て者きもて取あ、や稲の、活農口解題のお、補
話をす型荒き化、めら、てや同安よ早な場まう、農ま臨い自ま保た象規み、活農口解題のお、補
れ施め械農い設、な、いす時心つくどやすな卒大す。時た分す。理行め場た、合つ、役の
てし、の地よ備農るまいで情と機。環業学。雇一。制の害で経

秋なすが主役のレシピです！

..... なすのラザニア



【材料】

| | |
|-----------------|--------|
| なす（5mm幅の輪切り） | 3本 |
| 豚挽き肉 | 100g |
| トマト（角切り） | 2個 |
| たまねぎ（みじん切り） | 1/4個 |
| にんにく（みじん切り） | 1かけ |
| a ケチャップ・ウスターソース | 各大さじ1 |
| オリーブ油 | 大さじ1 |
| 白ワインまたは酒 | 小さじ1 |
| 塩・こしょう | 小さじ1/6 |
| ローリエ | 1枚 |
| b 牛乳 | 1カップ |
| 小麦粉 | 大さじ2 |
| 溶かしバター | 10g |
| 塩・こしょう | 小さじ1/6 |
| ピザ用チーズ | 適量 |

【作り方】

- ① なすをオリーブ油(分量外)でソテーする。
- ② ミートソースを作る。aを耐熱ボウルに入れて混ぜ合わせ、ラップをして電子レンジ(600W)で5分加熱する。取り出して再び混ぜたら、ラップをせずに10分加熱して水分を飛ばす。
- ③ ホワイトソースを作る。耐熱ボウルに牛乳以外のbを入れてよく混ぜ、クリーム状になったら牛乳も少量ずつ加えながら混ぜる。ラップをして電子レンジで1分半、再びよく混ぜて1分半加熱する。
- ④ 耐熱容器にホワイトソース・なすのソテー・ミートソースを下から順に入れる(同様に再度繰り返す)。上にピザ用チーズをのせる。
- ⑤ オープンでこんがり焼き色がつくまで焼いたらできあがり。

★ なすの色素成分「ナスニン」には、高血圧・脂質異常症・血管トラブルの予防効果が期待されてます。皮ごといただくのがおすすめです。

★ 2種類のソースは電子レンジで作ります。「時短」+「手軽」にできます。

(地域包括支援課栄養士 岡崎)

副委員長

山本 鳴森 川上
崎 滝崎 原平
亀正 笑敏 彰満
次 夫 美 彰 広
郎 子

広報委員会

あ3 ま料業価りす 続の額千ぐ（先
りかさす購で高まる今き、さ三らJ先
ま月てよ入あ騰す国回そまれ百とA日、
せ、う業対ののうだる円つ分、
ん皆今お者ま策今補紙でまこ増が、
か様年願にすと後助面す。厳にな口決の
？やもいおのしも事に。しほるマ定コ
り残い問でて続業、しほるマ定コ
残すた合、打くを肥 いつよんさの概
したしせ詳ちで紹料 経とうはれ、算
たこまく細出あ介価 営しでい、ま
ころすだはしるし格 状たす、れつ
とあ。さ、たうてに 況も。れつ
はと い肥事物お が増もし

編集後記

（購読のお申し込みは、農委會まで）
購読料 月額 700円（税込）
農業経営に役立つ農業専門誌



■農業共済制度へ加入しましょう！ ～収入保険編～

近年の天候不良や鳥獣被害、新型コロナウイルスなどの影響により、農作物が被害を受けたり収入が減少したりと、農家の皆様は大変ご苦労されていることと思います。

そこで、このような状態にある農家さんの経営を守るための共済制度の一つである「収入保険」について、加入する際の参考にしていただくため、内容の一部を紹介します。

| | |
|---------------------|---|
| 加入対象者 | 青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※加入申請時に、青色申告実績が1年分ある方 |
| 保険期間 | 個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間 |
| 補償内容 | 保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回った際、下回った額の9割を上限に補てんされます。 ※基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定されます。 ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。 |
| 補てん方式 | 保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組合せができます。 ※保険料には、一部国庫補助があります。 ※保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くできます。 |
| 掛金例 | 基準収入が1,000万円の場合・・・合計33.2万円 (保険料 8.5万円、積立金 22.5万円、付加保険料 2.2万円) |
| 問合せ先 申込先 | 青森県農業共済組合 南部支所 TEL 0176-22-8101 |

経費支出の工面でお悩みの方は、ぜひ収入保険への加入をご検討ください。



■農地パトロール実施のお知らせ

農業委員会では、遊休農地の把握と発生防止、農地の有効利用を目的に、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施します。

調査のために農地に立ち入ることがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

また、農地所有者の皆様は、引き続き農地の有効利用に務めていただくとともに、遊休農地の未然防止のため、草刈りや耕起等の作業にご協力くださるようお願いいたします。

調査期間 10月～11月 **実施場所** 町内全域の農地

併せて、葉たばこ廃作者及び規模縮小をお考えの方々には、耕作しない農地をそのまま放置しておく、雑草や雑木が生えるほか、鳥獣が人里に降りるための経路になりかねません。

農地の有効利用のため、鳥獣被害防止のためにも、未利用農地でも草刈りや耕起等の作業に努めていただきますようお願いいたします。



■肥料の価格高騰によりお困りの皆様へ

肥料価格高騰対策事業（国庫事業）が実施されます！

国では、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料コスト上昇分の一部を支援することとなりました。

※記載内容は、一部となりますのでご注意ください。

| | |
|--------------|---|
| 生産者要件 | ・化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上実施 【取組メニューの例】（チェックシートでの申告） ・土壌診断による施肥設計 ・有機質肥料の利用 ・堆肥の利用 ・生育診断による施肥設計 ・緑肥作物の利用 ・局所施肥（側条施肥、ドローンの活用等）の利用 など |
| 支援額 | 前年からの肥料価格上昇率や使用料低減率により、肥料費の増加額を算定し、その7割を補填。 ※定められた計算式に当てはめます。 |
| 対象肥料 | 令和4年6月～10月注文（秋肥用）から令和4年11月～令和5年5月（春肥用）として購入した肥料 |
| 必要書類 | ・本年秋肥、来年春肥の購入価格がわかる注文票や領収書又は請求書 ・化学肥料低減計画書 |
| 問合せ先 | 役場産業振興課又はJA八戸、肥料販売店にお問い合わせください。 |

■相続登記の申請が義務化されます！

皆さん、全国に所有者不明土地がどのくらいあるかご存じでしょうか。実は、九州本島（368万ha）よりも大きい面積（410万ha）に相当すると言われております。

このような土地は、土地が管理されず放置されることが多いことや、公共事業や復興事業が円滑に進まず、土地の利活用を阻害するおそれがあります。

さまざまな問題を解決すべく、令和6年4月1日（施行日）から相続登記の申請が義務化されます。

①相続登記の申請義務化 令和6年4月1日施行

- 不動産を取得した相続人に対し、その所有権取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されます。
※正当な理由がなく登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の罰則あり。
- 相続登記の申請義務の実効性を確保するよう、登録免許税の負担軽減策の導入や、不動産記録証明制度の新設などを実施。

②相続人申告登記の新設 令和6年4月1日施行

- 相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出ることによって、申請義務の履行手段の一つとする。
(単独で申告可で、かつ添付書面も簡略化されます)
⇒ 相続登記の申請義務を簡易に履行することが可能になる。

このほかにも、令和5年4月から施行される制度もあります。
詳しくは、法務局又はお近くの司法書士へお問い合わせ頂くか、「法務省所有者不明」もしくは「令和3年民法・不動産登記法改正」で検索ください。

法務省 所有者不明

検索

令和3年民法・不動産登記法改正

検索